

2021年度版

団体保険共済制度
(契約内容重要事項記載資料)

災害保障特約付団体定期保険＋会議所独自の見舞金・祝金制度

プラタナス共済

2021年4月より

**病気による1日以上入院が
見舞金の対象になりました**

これからも働くみなさんに寄り添う制度を目指して

プラタナス共済の配当率

約 **53.2%** 2019年度
支払実績

意向確認のお願い

お申し込みにあたっては、当パンフレットをご覧ください、保障内容・保険金額・掛金等がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

全力投球！地域の元気と未来のために



浜松商工会議所

The Hamamatsu Chamber of Commerce and Industry

プラタナス共済の特長

1 死亡・障がい・入院を、1年間365日・24時間保障

病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および身体の障がいも、
日曜・祝日を含め1年間365日・24時間保障します。〈団体定期保険〉

2 「1日以上の病気入院」 「5日以上のケガの通院」に見舞金

※生命保険ではありません

あらゆる不慮の事故による通院、病気による入院でも、会議所独自の見舞金制度で保障します。(2021年4月から拡充)

3 加入者の慶びに祝金

※生命保険ではありません

成人された方・ご結婚された方・お子様が誕生された方に、会議所独自の祝金制度に基づき、祝金を支給します。

4 剰余が生じたときは配当金として還元

当団体のみで1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた時は配当金としてお支払いいたします。〈団体定期保険〉
当団体の過去10年間の配当実績 ※過去10年の平均配当率は約45.3%です。

年 度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
掛金に対する 配当金の 還付割合	約31.4%	約41.3%	約45.0%	約34.4%	約47.9%	約48.3%	約48.3%	約51.1%	約52.2%	約53.2%

※2019年度支払実績では、ご負担いただいた掛金の約53.2%を2020年に配当金としてお支払いいたしました。

なお、配当金は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

(収支決算の結果、配当金が0となる年度もありえます。)

※2019年度支払実績は、2019年4月1日～2020年3月末日までの保険期間における収支決算に基づくものです。

5 掛金は全額損金または必要経費に算入

法人が負担された掛金は、全額損金に算入できますので、法人税・事業税・住民税が軽減されます。

法人の場合

法人が役員・従業員のために負担した掛金は全額損金に算入できます。
なお、その掛金は役員・従業員の所得税の対象になりません。

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入できます。
なお、その掛金は従業員の所得税の対象になりません。

法人の役員・従業員および個人事業主がご自身のために負担された掛金(生計を一にする親族分を含む)は、所得税法上、災害保障特約部分の保険料および制度運営費を除いた額が生命保険料控除の対象となります。(法人税基本通達9-3-5・9-3-6の2、所得税基本通達36-31の2、所得税法第37条・第76条)

※記載の税務取扱は、2020年10月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

6 保険金・給付金の受け取りは 事業所(事業主)にすることができます。

保険金・給付金の受け取り先に事業所を指定することができ、いざという時に会社の慶弔規程を補完することができます。

7 簡単な手続きでご加入いただけます。

簡単な手続き(健康状態についての告知が必要)でご加入いただけます。

保障の内容と月額掛金

				保障コース	300万コース	500万コース	700万コース	1,000万コース	1,200万コース	1,500万コース	1,800万コース	2,000万コース
保障の範囲				口数	3口	5口	7口	10口	12口	15口	18口	20口
災害保障特約付団体定期保険	保険期間中の	(1) 病気による死亡・高度障がい		死亡・高度障がい保険金	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	1,800万円	2,000万円
		不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内の	(2) 死亡・高度障がい	死亡・高度障がい保険金＋災害保険金(障がい給付金)※うち災害保険金(障がい給付金)	600万円	1,000万円	1,400万円	2,000万円	2,200万円	2,500万円	2,800万円	3,000万円
				※300万円	※500万円	※700万円	※1,000万円	※1,000万円	※1,000万円	※1,000万円	※1,000万円	
				(3) 所定の障がい(障がい給付金給付割合表)参照	障がい給付金第2級～第6級	程度により210～30万円	程度により350～50万円	程度により490～70万円	程度により700～100万円	程度により700～100万円	程度により700～100万円	程度により700～100万円
				(4) 5日以上の入院に(120日限度)	入院給付金	1日につき4,500円	1日につき7,500円	1日につき10,500円	1日につき15,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円	1日につき15,000円
会議所独自の制度	見舞金(一律)	あらゆる不慮の事故による5日以上の通院		9,000円	15,000円	21,000円	30,000円	36,000円	45,000円	54,000円	60,000円	
		病気による	1日以上入院	6,000円	10,000円	14,000円	20,000円	24,000円	30,000円	36,000円	40,000円	
			5日以上入院	9,000円	15,000円	21,000円	30,000円	36,000円	45,000円	54,000円	60,000円	
			30日以上入院	15,000円	25,000円	35,000円	50,000円	60,000円	75,000円	90,000円	100,000円	
	祝金(一律)	結婚祝金		6,000円	10,000円	14,000円	20,000円	24,000円	30,000円	36,000円	40,000円	
		成人祝金		6,000円	10,000円	14,000円	20,000円	24,000円	30,000円	36,000円	40,000円	
		出生祝金		6,000円	10,000円	14,000円	20,000円	24,000円	30,000円	36,000円	40,000円	
保険年齢				口数	3口	5口	7口	10口	12口	15口	18口	20口
15歳	～	35歳	男性	1,029	1,715	2,401	3,430	3,808	4,375	4,942	5,320	
			女性	882	1,470	2,058	2,940	3,250	3,715	4,180	4,490	
36歳	～	40歳	男性	1,107	1,845	2,583	3,690	4,120	4,765	5,410	5,840	
			女性	1,005	1,675	2,345	3,350	3,742	4,330	4,918	5,310	
41歳	～	45歳	男性	1,236	2,060	2,884	4,120	4,636	5,410	6,184		
			女性	1,074	1,790	2,506	3,580	4,018	4,675	5,332		
46歳	～	50歳	男性	1,449	2,415	3,381	4,830	5,488	6,475			
			女性	1,230	2,050	2,870	4,100	4,642	5,455			
51歳	～	55歳	男性	1,770	2,950	4,130	5,900	6,772	8,080			
			女性	1,416	2,360	3,304	4,720	5,386	6,385			
56歳	～	60歳	男性	2,226	3,710	5,194	7,420					
			女性	1,608	2,680	3,752	5,360					
61歳	～	65歳	男性	3,012	5,020							
			女性	1,905	3,175							
66歳	～	70歳	男性	4,107								
			女性	2,325								
新規加入はできません。 71歳～75歳の方の掛金は更新継続されときの掛金で	71歳(更新専用)		男性	5,145	保障の範囲は次のとおりです ① 上記(1)は保険期間中に疾病により死亡されたとき、または効力発生日以後の疾病により保険期間中に高度障がい状態となられたときにお支払いします。 ② 上記(2)は保険期間中に、効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として事故の日から180日以内に死亡・高度障がい状態となられたとき、または効力発生日以後に発病した所定の感染症により死亡されたときにお支払いします。 ③ 上記(3)は保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に〔別表〕障がい給付金給付割合表の第2級～第6級に該当されたときにお支払いします。 ④ 上記(4)は保険期間中に効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に5日以上入院されたときにお支払いします。なお、入院給付金のお支払いは同一の不慮の事故について通算して120日分が限度となります。 ⑤ ご加入はお1人につき、2000万コースの保障額が限度です。(超過部分は無効です) ⑥ 上表(見舞金・祝金)は浜松商工会議所が独自に運営する制度であり、生命保険ではありません。 ⑦ 品舞・請書中請書は期間中は、請求書が提出済みの方のみに、紹介中請書は期間中は、発生口数							
			女性	2,856								
	72歳(更新専用)		男性	5,613								
			女性	3,102								
	73歳(更新専用)		男性	6,156								
			女性	3,390								
	74歳(更新専用)		男性	6,786								
			女性	3,708								
	75歳(更新専用)		男性	7,530								
			女性	4,053								

⑨ご夫婦ともにご加入いただいている場合、出生祝金はお二人ともご請求いただけます。

*「高度障がい状態」とは、[別表]障がい給付金給付割合表の第1級に該当する場合をいいます。 *「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で委託保険会社の定めるものをいいます。 *「所定の感染症」とは、次の感染症で委託保険会社の定めるものをいいます。

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱、マールブルク(Marburg)ウイルス病、エボラ(Ebola)ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群(SARS)(ただし、病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限ります。)
注:新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含みます。

※1 上記掛金には生命保険料のほか1口(病死死亡保険金 100万円)につき98円の制度運営費が含まれております。

※2 上記掛金は概算です。(当団体の被保険者の保険金総額が 500 億円以上 1,000 億円未満の場合を表示しております)。掛金は保険年度開始後 3 か月以内に確定し、変更が生じた場合は第 1 回目掛金にさかのぼって精算します。更新後の掛金は、更新時の保険料率および当団体の保険金総額等により変更となる場合があります。

加入資格

- ▶ 浜松商工会議所会員事業所の事業主および役員・従業員で14歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方。
※「加入申込書」および「告知書」にもとづき、委託保険会社が承諾しない場合はご加入になりません。
※過去1年以内に傷病等により医師の治療・投薬を受けたことのある方は、その程度によりご加入できない場合があります。
- ▶ 更新日時時点で**75歳 6ヵ月以下**の方は、次回更新日の前日までご継続いただけます。
- ▶ 年齢による新規加入および更新時の保険金額の制限は以下のとおりです。
- | | |
|--|---|
| ● 14歳6ヵ月超40歳6ヵ月以下の方は、20口（病気死亡保険金2,000万円）限度 | ● 60歳6ヵ月超65歳6ヵ月以下の方は、5口（病気死亡保険金500万円）限度 |
| ● 40歳6ヵ月超45歳6ヵ月以下の方は、18口（病気死亡保険金1,800万円）限度 | ● 65歳6ヵ月超70歳6ヵ月以下の方は、3口（病気死亡保険金300万円）限度 |
| ● 45歳6ヵ月超55歳6ヵ月以下の方は、15口（病気死亡保険金1,500万円）限度 | ● 70歳6ヵ月超の方は更新は、3口（病気死亡保険金300万円）限度 |
| ● 55歳6ヵ月超60歳6ヵ月以下の方は、10口（病気死亡保険金1,000万円）限度 | |
- ※更新時に年齢が75歳6ヵ月超となる場合には、更新日の前日をもって自動的に脱退扱いとなります。
※特に危険な職種に従事する事業所あるいは従事する役員・従業員に対し、加入を制限する場合があります。
※当所を脱会したり、会員事業所（勤務先）を退職したなど加入資格を失った場合、ご加入の継続はできませんので脱退いただくこととなります。

被保険者の同意確認（団体定期保険加入・増額・減額時）

加入・増額・減額時には、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容について了知し、加入・増額・減額に同意することが必要です
ので、お申し込みの際は、被保険者の記名・捺印のある各種申込書をご提出いただきます。

お申込締切日と効力の発生日

- ▶ 毎月20日までにお申し込みの場合 …… 翌々月1日 ※第1回目掛金が、預金口座の残高不足などご加入者の責に帰すべき事由によって
▶ 毎月21日以降末日までにお申し込みの場合 …… 翌々々月1日 口座振替ができなかったときは、効力は発生いたしません。
※休日の関係で締切日が早くなることがあります。

保険期間

- ▶ 保険期間は1年間（2021年4月1日～2022年3月末日）です。
▶ 年度途中でご加入の場合の保険期間は、加入日（効力発生日）から年度末（2022年3月末日）までとなります。
▶ その後は特にお申し出のない限り、毎年自動的に更新して継続します。（ただし、更新の年齢範囲と口数は「加入資格」の項のとおりです。）
※同一の保険期間内にお支払いした保険金等の金額が著しく過大と認められる事業所については、そのご契約の更新が認められない場合があります。
また、著しく危険の増加した事業所についても更新が認められないことがあります。
※毎年の更新時に被保険者数が所定の数に満たない場合、または加入率等所定の要件を充足していない場合、当制度の更新ができないことがあります。

掛金のお払込み

- 掛金は第1回目より、取扱金融機関の口座から毎月22日（休日の場合は翌営業日）に自動振替いたします。
※ご加入後口座振替ができなかった場合は、次月の振替日に2ヵ月分振替させていただきます。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、
さかのぼって効力がなくなりますのでご注意ください。
※金融機関口座の変更があった場合は、すみやかに浜松商工会議所にご連絡のうえ変更手続きをしてください。
※振替事務については、日本システム収納（株）に委託しています。

保険金等の請求手続き

保険金等のご請求に際しては、浜松商工会議所に備えつけの必要書類によって請求の手続きを行ってください。
なお、団体定期保険部分の保険金等の請求時には、次の方が請求内容について了知（支払請求書への署名・捺印）していることが必要です。
死亡保険金・災害保険金／労働基準法施行規則第42条および第43条に定める遺族補償を受けるべき者
高度障がい保険金・入院給付金・障がい給付金／被保険者

脱退手続き

この制度から脱退される場合は、すみやかに浜松商工会議所に所定の用紙によりご連絡ください。
毎月末日までに手続きが完了した分については、その月の翌月1日が脱退日となります。
ただし、脱退お申し出の翌月分の掛金は、お届けいただいた時点ですでに振替手配済みとなっておりますので、この場合は後日お返しすることになります。
（保障は脱退のお申し出のあった月の末日までとなります。）

被保険者証の発行

ご加入者に対しては、「浜松商工会議所共済制度被保険者証」を発行します。

詐欺取消、不法取得目的による無効または重大事由による解除

- 次の場合には保険契約自体が取消、無効または解除となり保険金等をお支払いできません。
▶ 保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に詐欺行為があった場合
▶ 保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の追加加入の際に保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的があった場合
▶ 保険金等を詐取する目的で事故招致をした場合や、契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等

保険金または給付金をお支払いできない場合（団体定期保険）

次の場合には免責または解除となり、保険金または給付金をお支払いできない場合がありますのでお申し込みの際、特にご注意ください。

死亡保険金または 高度障がい保険金 のお支払いが できない場合	▶ 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき ▶ 被保険者の故意により高度障がい状態となったとき ▶ 契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させ、または高度障がい状態にさせたとき ▶ 戦争その他の変乱により被保険者が死亡し、または高度障がい状態となったとき ▶ 加入申込の際、故意または重大な過失により、告知事項について事実を記載しなかったり不実の記載をしたとき
災害保険金、 障がい給付金、 入院給付金の お支払いが できない場合	▶ 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ▶ 受取人の故意または重大な過失によるとき ▶ 被保険者の犯罪行為によるとき ▶ 被保険者の精神障がいや原因とする事故によるとき ▶ 被保険者の泥酔の状態や原因とする事故によるとき ▶ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転中または酒気帯び運転（これに相当する運転を含む）中に生じた事故によるとき ▶ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

※増額された場合の増額部分については、上記の「加入」とあるところを「増額」と読替えてください。

障がい給付金給付割合表

等級	身体障がい	災害保険金に対する給付割合
第1級 (高度障がい)	1 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16 10足指を失ったもの 17 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26 10足指の用を全く永久に失ったもの 27 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

身体部位の名称などは下記のとおりとなります。

	1 手指の障がいについては、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障がいにつきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。 2 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 3 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。	上肢の三大関節 下肢の三大関節	1 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。 2 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。 3 「関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。
	1 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。 2 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指(母指)は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあつては指節間関節)が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。		

- この制度のすべての給付金は、他の障がい保険、各種社会保険の給付等に関係なく支払われますが、本表以外の障がい状態等については給付はありません。
- 障がい給付金は同一事故について災害保険金を限度とし、かつ同一保険期間について災害保険金を限度とします。
また、災害保険金お支払いの際は同一事故に関してすでにお支払いした障がい給付金があるときは差引きます。

団体定期保険 契約概要

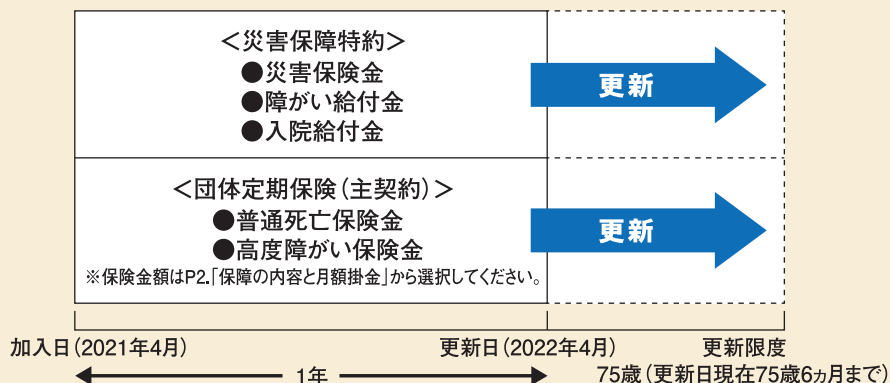
この「団体定期保険 契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等については本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称

災害保障特約付団体定期保険

この商品の特徴について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。



お引受けの条件について

加入資格、選択可能な保険金額ランク、付加される特約の有無および更新可能年齢・更新時の年齢による保険金額制限（自動減額等）などにつきましては契約者（団体）ごとの制度内容により異なります。詳しくは必ず本資料の該当箇所をご確認ください。

保険金や給付金が支払われる場合について

保険金をお支払いする事由の概要は次のとおりです。

- ・保険期間中に、死亡された場合
- ・加入日（効力発生日）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障がい状態になった場合

※お支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、その保障は消滅します。

高度障がい保険金が支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障がい保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

※付加される各種特約については、P2・P5をご確認ください。

掛金について

掛金は、毎年更新時に加入者の加入状況・年齢・保険金総額等に基づき、契約（団体）ごとに算出し変更します。よって、掛金が変わることがあります。また、お支払方法、お支払経路等も契約（団体）ごとに異なります。詳しくは必ずP2・P3をご確認ください。

配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。

※収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります。

制度からの脱退について

制度から脱退すると、保障等がなくなります。また、掛金をお払いただいた期間中は保険契約上の責任を負います。なお、この商品には脱退による払戻金はありません。

死亡保険金受取人について

個別に指定された方が受取人となります。詳細は、加入申込書でご確認ください。

※本人の死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由発生前であれば、団体へのお申し出により変更することができます。

委託保険会社について

委託保険会社は、本資料の最終ページの「委託保険会社」をご確認ください。

団体定期保険 注意喚起情報

この「団体定期保険 注意喚起情報」は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、本資料の該当箇所を必ずご確認ください。

告知に関する重要事項

正しく告知いただくために重要な事項を記載しておりますので、告知していただく前に必ずご確認ください。内容ご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。

- 1.健康状態について、ありのままを告知してください。(告知義務)
現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といひ、加入申込者ご本人が告知をしていただく義務があります。告知は公正な生命保険の引受判断のための重要な事項ですので、ご加入のお申し込みにあたっては、「加入申込書」および「告知書」で当社がおたずねすることについて事実を正確にもれなく記入(告知)してください。
- 2.生命保険会社の職員や契約者の職員へお話しただいても告知したことにはなりません。生命保険募集人(代理店を含む)や契約者(団体)の職員等は告知受領権がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- 3.傷病歴等がある場合でも、すべてのご加入をお断りするものではありません。現在および過去の健康状態によっては、ご契約者間、またはご加入者間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることもございますが、傷病歴があったとしても、現在の健康状態によってはご加入をお引受できる場合がございます。
- 4.告知義務に違反された場合、ご契約の全部または一部を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
「加入申込書」および「告知書」記載のことがらについて、故意または重大な過失により、事実をお知らせされなかったり、事実と異なることを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金・給付金が支払われない場合があります。
※なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として保険金・給付金をお支払いできないことがあります。(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消となることがあります。この場合、すでにお払いいただいた掛金はお返しいたしません。)

加入資格について

この保険は、団体の所属員であるなどの所定の加入資格を満たしている方以外の方はご加入できません。また、ご加入後に団体を脱会したり、会員事業所(勤務先)を退職したなど加入資格を失った場合は、ご加入は継続できません。加入資格の詳細につきましては、P3「加入資格」を必ずご確認ください。

ご加入のお申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申し込みにはクーリング・オフの適用がございません。

保険金・給付金等の支払に関する手続き等の留意事項

保険金・給付金などのご請求は、契約者(団体)経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本資料・委託保険会社のホームページ等にも記載しておりますので、併せてご確認ください。(大同生命保険株式会社ホームページアドレス：<https://www.daido-life.co.jp/>)

複数の保険金・給付金等の支払事由に該当する可能性について

保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

脱退による払戻金について

この商品には、脱退による払戻金はありません。

生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報のお取扱いについて

この保険の運営にあたっては、お客さまの個人情報をお取扱いいたします。

ご加入の際には、個人情報のお取扱いの詳細について、最終ページに記載の「個人情報のお取扱いについて」を必ずご確認ください。同意のうえお申し込みください。

ご照会について

【制度に関するご照会】本資料の最終ページに記載の契約者(団体)の「お問合せ先」をご確認ください。

【当紙面(「契約概要」、「注意喚起情報」)に関するご要望、苦情等]

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 電話番号:06-6447-6226 <受付時間>9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

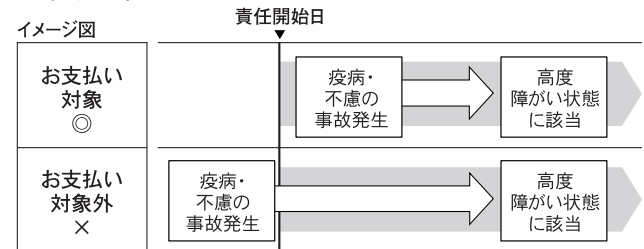
ご契約の責任開始期について

ご提出された「加入申込書」および「告知書」に基づき、委託保険会社にご加入を承諾した場合に、委託保険会社は所定の「加入日(効力発生日)」からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(効力発生日)」につきましては、P3「お申込締切日と効力の発生日」を必ずご確認ください。生命保険募集人(代理店を含む)には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

保険金・給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

- ①免責事由(死亡・高度障がい保険金の場合)
(主契約の場合)
・加入日(効力発生日)以後または復活日以後から1年以内における被保険者の自殺
・契約者、被保険者、保険金受取人の故意・戦争その他の変乱
- ②加入日(効力発生日)前の疾病や不慮の事故
・加入日(効力発生日)前の、疾病や不慮の事故を原因とする場合
※なお、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。



- ③告知義務違反
・契約者または被保険者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合
- ④詐欺取消・不法取得目的による無効
・契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消された場合、または契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があつて、契約の全部またはその被保険者の部分が無効とされた場合
- ⑤重大事由解除
・契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取る目的で事故招致をしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合
(災害保障特約(災害保険金、障がい給付金、入院給付金)の場合)
・契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
・受取人の故意または重大な過失によるとき・被保険者の犯罪行為によるとき
・被保険者の精神障がいを原因とする事故によるとき
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転中、または酒気帯び運転(これに相当する運転を含む)中に生じた事故によるとき
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

生命保険契約者保護機構について

委託保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。万一、保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、生命保険の契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問合せ先)

生命保険契約者保護機構

【月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

TEL:03-3286-2820

ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

お申し込み手続きについて

この制度の団体定期保険部分は商工会議所が生命保険会社と締結した「災害保障特約付団体定期保険契約」に基づいて運営されます。したがって、お申し込みのご契約については委託保険会社の「団体定期保険普通保険約款」および「団体定期保険災害保障特約条項」が適用されます。また、当会議所には独自の見舞金制度・祝金制度があります。ご加入手続きの詳細については委託生命保険会社の推進員または浜松商工会議所へお尋ねください。

お問合せ先: 浜松商工会議所 TEL 452-1113

委託保険会社（各保険会社のお問合せ先）

大同生命保険株式会社（事務幹事会社）	TEL.453-9011	メットライフ生命保険株式会社	TEL.452-5911
アクサ生命保険株式会社（副幹事会社）	TEL.453-5926	住友生命保険相互会社	TEL.454-4463
大樹生命保険株式会社	TEL.455-3113	第一生命保険株式会社	TEL.454-2331
富国生命保険相互会社	TEL.454-9466	日本生命保険相互会社	TEL.453-8181

◎上記の委託保険会社は2020年10月現在のものです。委託保険会社は、将来、契約者（浜松商工会議所）の決定により変更される場合があります。（保険期間中でも変更される場合があります）

◎委託保険会社各社は、保険契約上の責任を連帯することなく負いますので、委託保険会社各社の業務または財産の状況により、保険金額・年金額・給付金額等の金額が削減されることがあります。

掛金口座振替取扱金融機関

みずほ銀行
三井住友銀行
りそな銀行
三菱UFJ銀行

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行

静岡中央銀行
愛知銀行
名古屋銀行

浜松磐田信用金庫
遠州信用金庫

※金融機関名は2020年10月現在のものです。

個人情報のお取り扱いについて

浜松商工会議所（以下「本会議所」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名・性別・生年月日・健康状態等、事業主の氏名・住所・口座情報等および保険金受取人の氏名・続柄）を当制度の事務手続き、各種サービスのご案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社（日本システム収納株式会社）へ提供します。

委託保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、②その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用します。

また、委託保険会社は、上記①の目的の範囲内で、本会議所、再保険会社および他の保険会社等に提供します。

事務委託会社は、受領した個人情報を、口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために、必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

保険金受取人の個人情報のお取り扱いについて

ご指定いただいた保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、上記の被保険者等の個人情報と同様に取扱われますので、お申し込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

委託保険会社における機微（センシティブ）情報のお取り扱いについて

個人情報のうち保健医療等の機微（センシティブ）情報の利用目的については、保険業法施行規則に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定しています。

この資料は、2020年10月現在の制度内容に基づき記載しており、将来、変更となる場合があります。

担当会社・推進員名

この制度についてのお問合せは

浜松商工会議所

〒432-8501 浜松市中区東伊場2-7-1

TEL: 452-1113 FAX: 452-6685

Eメール: kaiin@hamamatsu-cci.or.jp